明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省　令〕
○ガス小売事業者等の保安業務に関する省令（経済産業七六）　一
○液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則の一部を改正する省令（同七七）　八
〔告　示〕
○肥料の登録の有効期間を更新した件（農林水産一三五一）　九
〔公　告〕
諸事項
裁判所
破産、免責関係　一七
特殊法人等
東日本高速道路株式会社料金の額及び徴収期間の変更、中日本高速道路株式会社工事開始、日本弁護士連合会懲戒の処分、厚生年金基金清算結了・清算人退任関係　三三
地方公共団体
行旅死亡人、公示送達関係
会社その他
会社決算公告

省　令

○経済産業省令第七十六号

ガス事業法（昭和二十九年法律第五十一号）第百五十九条第一項、第二項、第四項及び第六項並びに第百六十条第一項（同条第五項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、並びに同条第二項（同条第五項において準用する場合を含む。）の規定を実施するため、ガス小売事業者等の保安業務に関する省令を次のように定める。

平成二十八年六月二十三日

経済産業大臣　林　幹雄

ガス小売事業者等の保安業務に関する省令

（定義）

第一条　この省令において使用する用語は、ガス事業法（以下「法」という。）において使用する用語の例による。

（消費機器に関する周知）

第二条　法第百五十九条第一項の規定による周知は、次の各号に掲げるところにより行うものとする。

一　ガスの使用に伴う危険の発生の防止に関し必要な周知事項は、次のとおりとする。

イ　消費機器の供給するガスに対する適応性に関する事項

ロ　消費機器の管理及び点検に関し注意すべき基本的な事項

ハ　消費機器を使用する場所の環境及び換気に関する事項

ニ　ガス漏れを感知した場合その他供給するガスによる災害が発生し、又は発生するおそれがある場合におけるガスの使用者のとるべき緊急の措置及びガス小売事業者（法第二条第三項に規定するガス小売事業者をいう。第六条、第九条及び第十二条において同じ。）又は一般ガス導管事業者若しくは特定ガス導管事業者に対する連絡に関する事項

ホ　次号の表の上欄(1)に掲げるガス瞬間湯沸器の使用に伴う危険の発生の防止に関し必要があるとして経済産業大臣が定める事項

ヘ　次号の表の上欄(4)に掲げるガスふろがまに係る排気筒の点検に関する事項

ト　ガス漏れ警報設備の点検に関する事項

チ　消防機関に対する連絡に関する事項

リ　イからチまでに掲げるもののほか、ガスの使用に伴う危険の発生の防止に関し必要な事項

二　ガス小売事業者（法第百五十九条第一項に規定するガス小売事業者をいう。以下この条から第五条までにおいて同じ。）は、当該ガス小売事業者が供給するガスの使用に伴う危険の発生を防止するため、次に定めるところにより前号に掲げる事項を周知させなければならない。

イ　その供給するガスの使用者に対し、ガスの使用の申込みを受け付けたとき及び二年に一回（告示で定めるガスを使用する建物ごとの区分（以下「建物区分」という。）のうち特定地下街等、特定地下室等、超高層建物又は特定大規模建物にあっては、一年に一回）以上前号イからニまで及びリの事項を記載した書面を配布する。

ロ　その供給するガスの使用者であって次の表の上欄に掲げる消費機器を使用するものに対し、同表の中欄に掲げる頻度で、消費機器の種類ごとに同表の下欄の事項を記載した書面を配布する。